附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、令和七年六月一日から施行する。ただし、この告示による改正後の第３　器具及び容器包装のＢ　器具又は容器包装一般の試験法の６　総溶出物試験法並びにＤ　器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の２　合成樹脂製の器具又は容器包装の(1)　一般規格の２．溶出規格のｂ　総溶出物、(2)　個別規格の２．ホルムアルデヒドを製造原料とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の３．ポリ塩化ビニルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のｂ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の４．ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の５．ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のｂ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の６．ポリ塩化ビニリデンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の④　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の７．ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の８．ポリメタクリル酸メチルを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の９．ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の10．ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のｂ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の11．ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の②　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の12．ポリビニルアルコールを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の13．ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の14．ポリエチレンナフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装のａ　溶出規格の③　過マンガン酸カリウム消費量、(2)　個別規格の１．フェノール樹脂、メラミン樹脂又はユリア樹脂を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装及び２．溶出試験のｂ　過マンガン酸カリウム消費量に係る規定は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和九年六月一日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装については、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○内閣府告示第九十六号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、保育分野に係る事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正し、令和七年六月二日から適用する。

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第１　現状認識 ［略］ １　市場規模の動向 ［第一段落　略］ しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加した。政府は、待機児童の解消に向け、平成25年４月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成25年から28年度までの４年間で約42.8万人分の保育の受け皿を整備した。これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、平成27年11月に一億総活躍国民会議において取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」では、平成25年度から平成29年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みし、結果として当該５年間で約53.5万人分の保育の受け皿を整備した。さらに、平成29年６月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までにさらに32万人分の保育の受け皿を整備することとしたことに加え、令和２年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和６年度末までにさらに約14万人分の保育の受け皿を整備することとした。令和６年４月１日時点の待機児童数は約２千６百人となる中で、令和６年12月20日には、令和７年度以降の保育政策については、「量の拡大」から「質の向上」へ転換することとし、「地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実」、「全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進」及び「保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善」の３つの柱を軸とする「保育政策の新たな方向性」を取りまとめた。	第１　現状認識 ［同左］ １　市場規模の動向 ［第一段落　同左］ しかし、保育所等の利用ニーズに対して保育所等の整備が追いついていないため、特に都市部を中心に待機児童が生じている。女性の就業が更に進んだことや「子ども・子育て支援新制度」の施行等により、保育所等の利用申込者数が増加した。政府は、待機児童の解消に向け、平成25年４月に「待機児童解消加速化プラン」を発表し、平成25年から28年度までの４年間で約42.8万人分の保育の受け皿を整備した。これに加えて、「希望出生率1.8」の実現に向けて、平成27年11月に一億総活躍国民会議において取りまとめた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策―成長と分配の好循環の形成に向けて―」では、平成25年度から平成29年度末までの保育の受け皿整備目標を40万人分から50万人分に上積みし、結果として当該５年間で約53.5万人分の保育の受け皿を整備した。さらに、平成29年６月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和２年度末までにさらに32万人分の保育の受け皿を整備することとしたことに加え、令和２年12月に公表した「新子育て安心プラン」に基づき、令和６年度末までにさらに約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている。なお、令和２年４月１日時点の待機児童数は約１万２千人となっている。